

懲戒処分の公表

三木市及び三木市教育委員会は、職員の交通事故関係の不祥事案について、本日付で地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等を行いました。

1 交通事故（通勤途上での人身死亡事故）事案関係

(1) 事案の概要

令和元年9月2日午前8時10分頃、自家用車で通勤途中、兵庫県三木市末広1丁目15番17号先の交通整理の行われていない交差点において、89歳男性が運転する自転車と衝突、転倒させ、同人に重症頭部外傷の傷害を負わせ、同日午前10時34分頃、同人を前記傷害により死亡させた。

その後、令和2年7月7日に神戸簡易裁判所により過失運転致死罪として罰金50万円の有罪判決が言い渡され、同判決は確定した。

(2) 処分対象者及び処分内容

役職名	年齢	性別	処分の内容等
産業振興部 観光振興課 主査	58歳	男	減給10分の1 6カ月

地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当する

2 交通事故（公務中の人身事故）事案関係

(1) 事案の概要

令和元年11月7日午前11時22分頃、公用車を運転し、兵庫県三木市福井3丁目5番15号前の道路にて信号待ちをしていた際、前の車両が進んでいないにもかかわらず、公用車を発進させ、前の車両に追突し、当該車両の運転手に令和2年4月27日までの通院治療を要する頸椎捻挫と腰椎捻挫の傷害を負わせた。

(2) 処分対象者及び処分内容

役職名	年齢	性別	処分の内容等
教育総務部 生涯学習課 主任	41 歳	女	戒告

地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）に抵触する行為であり、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する

3 今後の対応

今後、このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、職員一人ひとりが常に細心の注意を払い、自覚して行動するよう、毎年実施している三木警察署による職員安全運転講習会（自動車事故経験者に対しては、別途、特別講習）をはじめ、日常業務の中においても、機会あるごとに注意喚起を促し、周知徹底を図ってまいります。

問い合わせ先 三木市総務部総務課
電話 0794-82-2000（内線 2440）